附則第四十一条第一項中「第一項又は第二項」を「第三項」に、「その額が加算されていない」を「同条第一項又は第二項の規定による加算が行われていない」に、「次項」を「以下本条」に、「附則第四十七条第一項に定める年金である給付の支給を受けることができないとき又は同条第二項（第二号及び第四号を除く。）」を「附則第四十七条第二項」に、「その旨」を「次の各号に掲げる事項を記載した届書」に改め、同項に次の各号を加える。

一　受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　遺族年金の年金証書の年金コード

三　廃止前昭和六十一年農林共済改正令附則第四十七条第二項に定める場合に係る年金の名称、その支給を行う者の名称、同項に定める場合に該当しないこととなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

附則第四十一条第二項中「、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、支給を受けることができることとなった年金証書又はこれに準ずる書類の写しを添え」を削り、「速やかに、」の下に「次の各号に掲げる事項を記載した届書を」を加え、同項第一号中「氏名、性別」を「住所、氏名」に改める。

附則第四十二条の次に次の一条を加える。

（所在不明とされた者の請求）

第四十二条の二　附則第三十一条の規定は、旧制度農林共済法第四十九条第一項の規定によって支給を停止されている遺族年金の支給の停止の解除を請求しようとする場合について準用する。この場合において、附則第三十一条第一項第三号中「所在不明である者又は失権した者」とあるのは「旧制度農林共済法第四十九条第二項の規定により当該遺族年金の支給を受けている者」と、附則第三十一条第二項第一号中「廃止前農林共済法第五十条第一項又は同法第五十二条各号のいずれかに該当する事実を明らかにすることができる書類」とあるのは「提出日前一月以内に作成された戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）」と、附則第三十一条第二項第二号中「遺族共済年金」とあるのは「旧制度農林共済法第四十九条第二項の規定により当該遺族年金の支給を受けている者」と読み替えるものとする。

附則第四十三条第一項第一号中「、性別」を削る。

附則第四十四条の見出し中「加給年金額対象者」を「加算額対象者」に改める。

附則第四十六条中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）」を「昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定」に改め、「厚生年金保険法」の下に「（以下「旧厚生年金保険法」という。）」を加え、「の規定により通算遺族年金の支給が停止された場合において、その」に改める。

附則第四十六条の次に次の一条を加える。

（所在不明とされた者の請求）

第四十六条の二　附則第三十一条の規定は、旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十七条第二項又は第六十八条第二項により通算遺族年金の支給の停止の解除を請求しようとする場合について準用する。この場合において、附則第三十一条第一項第三号中「所在不明である者又は失権した者」とあるのは「当該通算遺族年金の支給を受けている者」と、同条第二項第一号中「廃止前農林共済法第五十条第一項又は同法第五十二条各号のいずれかに該当する事実を明らかにすることができる書類」とあるのは「提出日前一月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）」と、附則第三十一条第二項第二号中「遺族共済年金」とあるのは「当該通算遺族年金の支給を受けている者」と読み替えるものとする。

附則第四十八条第二項中「、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、支給を受けることができることとなった年金証書又はこれに準ずる書類の写しを添え」を削り、「速やかに、」の下に「次の各号に掲げる事項を記載した届書を」を加え、同項第一号中「氏名、性別」を「住所、氏名」に改める。

附則第四十八条の次に次の一項を加える。

3　遺族共済年金の受給権者が同時に当該遺族共済年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第五十二条第一項の届出を行ったときは、第一項の届出を行ったものとみなす。

附則第四十八条の二第一項中「法第九十八条第四項の規定による受給権者の死亡の届出は」を「受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に」に、「提出することによって行うものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

3　退職共済年金の受給権者が同時に老齢基礎年金の受給権を有する場合、障害共済年金の受給権者が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合又は遺族共済年金の受給権者が同時に当該遺族共済年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第二十四条第一項（同令第三十八条第一項及び第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の届出を行ったときは、第一項の届出を行ったものとみなす。

4　厚生年金保険法施行規則第四十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の届出について準用する。

附則第四十九条第一項第一号中「、氏名及び基礎年金番号」を「及び氏名」に改め、同項第二号中「、性別」を削り、「、死亡年月日及び死亡の原因」を「及び死亡年月日」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　請求者以外に廃止前農林共済法第二十八条又は旧制度農林共済法第二十八条の規定に該当する遺族又は当該死亡した者の相続人がある場合には、その旨

附則第四十九条第二項中「前項の」を「前二項の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　死亡した受給権者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

附則第四十九条第二項第二号中「証するに足る戸籍謄本」を「証する書類」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　厚生年金保険法第九十八条第四項ただし書に該当するときは、年金証書（年金証書を添えることができないときは、その事由書）

附則第四十九条第二項第四号中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による請求を行う場合において、死亡した受給権者が支給を受けることができた給付で、廃止前農林共済法第十九条の二又は旧制度農林共済法第十九条の二の規定による請求をしていなかったときは、前項の請求書並びに当該支給を受けることができた給付の請求書及びこれに添えるべき書類等を厚生労働大臣に提出しなければならない。

附則第五十条第一項第一号中「受給権者の」の下に「住所」を加え、同項第二号及び第三号中「名称及び当該年金の」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　加給年金額の対象者（廃止前農林共済法第三十八条第一項又は第四十三条第一項に規定する加給年金額の計算の基礎となる配偶者又は子をいう。以下本条、第五十二条及び第五十二条の四において同じ。）があるときは、その者の氏名及び生年月日、その者と受給権者との続柄並びにその者が受給権者によって引き続き生計を維持している旨（障害共済年金の支給停止の解除を申請しようとする者にあっては、加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持している旨）

附則第五十条第一項に次の一号を加える。

五　加給年金額の対象者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、当該年金の支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びにその者の基礎年金